

## 「わかやま紀州館における和歌山県産品展示運營業務」委託事業者募集要領

### 1 概要

#### (1) 業務名

「わかやま紀州館における和歌山県産品展示運營業務」

#### (2) 業務内容

わかやま紀州館は和歌山県の物産・観光の魅力を発信する拠点であることに鑑み、県内事業者が生産する県産品の首都圏における認知度向上、販路拡大を支援することを目的として、和歌山県が設置するアンテナショップ「わかやま紀州館」物産店舗において、和歌山県産品の展示、紹介及びそれらに付随する業務とし、詳細は別記仕様書の通りとする。

#### (3) 業務場所

わかやま紀州館（〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 B1F）及び首都圏において和歌山県がその都度指定する場所

#### (4) 事業実施期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日

#### (5) 委託上限額

18,150 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（令和 2 年度 上限額 6,050 千円）

（令和 3 年度 上限額 6,050 千円）

（令和 4 年度 上限額 6,050 千円）

令和 2 年度和歌山県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務委託手続について停止の措置を行うことがある。

また、令和 3 年度及び令和 4 年度における県の歳入歳出予算の当該契約金額について、減額があった場合は、契約を変更することがある。

### 2 プロポーザル実施・契約方法

契約形態は委託契約とし、プロポーザル方式により委託事業受託者の選定を行うこととする。プロポーザルの実施については以下のとおり。

#### (1) プロポーザル参加の資格要件

ア 「和歌山県役務の提供に係る条件付き一般競争入札の取扱基準」に準じ、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者、もしくは現在新規登録申請中であり、業務種目小分野が大会・イベント企画運営を満たしている者。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者。

エ 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者。

- オ 銀行取引停止処分を受けていない者。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- キ 税金に未納がない者。
- ク 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等若しくは同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者（第 10 条において「暴力団関係者等」という。）に該当しない者、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることなくなくなるまでの者に該当しない者。
- ケ 過去 5 年間に、国、地方公共団体等と、産品を P R 又は販売するイベント業務の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者。

(2) 業務仕様及び企画提案仕様

別紙「わかやま紀州館における和歌山県産品展示運營業務」に関する仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 企画提案書等の提出期限

令和 2 年 3 月 9 日（月） 17 : 00（必着）

(4) 企画提案書等の提出書類

ア 応募申請書（別紙様式 1）

イ 「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写し（ただし、新規申請中の事業者にあたっては競争入札参加資格申請書受理票の写しとする。なお、新規申請中の事業者については、入札参加資格決定を受けることを契約の条件とする。）

ウ 誓約書（別紙様式 2）

エ 事業計画書（別紙様式 3）

「わかやま紀州館」において、県産品の首都圏における認知度向上、販路拡大を支援するため実施する和歌山県産品の展示運營業務を通じた P R 事業の実施時期、内容、実施計画、ターゲット、分析方法、経費等について、事業計画書（別紙様式 3）に記載することとし、必要に応じて補足資料を添付すること。

オ 会社概要及び類似事業受注実績（別紙様式 4）

過去 5 年間に国、地方公共団体等と、産品を P R 又は販売するイベント業務の契約を締結した実績を記載することとし、必要に応じて補足資料を添付すること。

カ その他事業計画に関して説明を補足する資料

(5) 企画提案書等の提出方法

ア 提出部数 7 部

イ 提出先 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原 1-1 和歌山県農林水産部  
食品流通課 わかやま紀州館展示運營業務委託担当宛

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 留意点 企画提案書等の書類作成等に要する経費はプロポーザル参加者の負担

とする。また、企画提案書等提出された書類は返却しないものとする。

#### (6) プレゼンテーション（審査会）

ア 日 時 令和2年3月16日（月）13：30～（予定）

※プレゼンテーションの順番は応募申請書提出順とし、開始時間は参加者すべてに直接通知する。

イ 場 所 東京交通会館地下2F 第二会議室A（予定）

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館地下2F

ウ 実施方法

(ア) 参加者から提出のあった企画提案書等についてのプレゼンテーションと審査員による内容審査を実施する。

(イ) 各参加者の持ち時間は40分（プレゼン20分、質疑応答20分）とする。

(ウ) プロポーザルの結果、採用された企画提案については、打ち合わせ・協議を経て詳細を決定したうえで契約する。

(エ) 採用された受託者は、後に定める期日までに見積書を提出しなければならない。

(オ) 参加者が1社の場合の取扱い

プレゼンテーションへの参加者が1社の場合においても、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を契約の相手方として選定する。

#### (7) 審査結果

審査結果については、プレゼンテーション（審査会）終了後1週間以内に各参加者に書面で通知するとともに、和歌山県のホームページにて公表する。

#### (8) 留意事項

ア 必要書類のすべてを提出期限までに提出できない場合、プロポーザルに参加することはできない。

イ プロポーザルへの参加に要する費用については、採用・不採用にかかわらず参加者の負担とする。

ウ プレゼンテーションでパソコン等の使用が必要な場合は、参加者が準備すること。

#### (9) 質問及び回答

プロポーザルに関する質問等については、令和2年2月28日（金）17：00までに別紙様式5により受け付けるものとし（FAX及び電子メール可）、回答については、質問者に対しFAX又は電子メールにより連絡するほか、必要に応じて和歌山県食品流通課ホームページに掲載することとする。

### 3 その他

(1) 採用された企画の著作権は、すべて県に帰属するものとする。

(2) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

### 4 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県食品流通課販売促進班 担当：北詰

電話073-441-2815 FAX073-432-4161

e-mail [kitazume\\_t0002@pref.wakayama.lg.jp](mailto:kitazume_t0002@pref.wakayama.lg.jp)